

平成 27 年 12 月
平成 27 年第 5 回 栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第25号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第26号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	5
報告第27号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	9
報告第28号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	13
報告第29号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	17
議案第117号	平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第118号	平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第119号	平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第120号	平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	別冊
議案第121号	平成27年度栃木市介護保険特別会計 （介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第122号	平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第123号	平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第124号	栃木市ふるさと応援基金条例の制定について	21
議案第125号	栃木市行政不服審査会条例の制定について	24
議案第126号	行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	27
議案第127号	栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	35
議案第128号	栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について	42
議案第129号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第130号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第131号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第132号	栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第133号	栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について	59
議案第134号	財産の取得について	61
議案第135号	指定管理者の指定について（とちぎ市民活動推進センター）	62
議案第136号	指定管理者の指定について（栃木市勤労者総合福祉センター）	63

議案第 137 号	指定管理者の指定について（栃木市栃木勤労青少年ホーム・ 栃木市大平勤労青少年ホーム・栃木市勤労者体育センター）	64
議案第 138 号	指定管理者の指定について（栃木市出流ふれあいの森）	65
議案第 139 号	指定管理者の指定について（栃木市藤岡高齢者生きがいセンター）	66
議案第 140 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）	67
議案第 141 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟総合運動公園）	68
議案第 142 号	指定管理者の指定について（栃木市図書館岩舟館）	69
議案第 143 号	指定管理者の指定について（栃木市岩舟文化会館）	70
議案第 144 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	71
議案第 145 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	72
議案第 146 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	73
議案第 147 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	74
議案第 148 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	75
議案第 149 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	76
議案第 150 号	損害賠償の額の決定について	77

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年10月23日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年9月3日、栃木市大町地内において発生した救急車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大町地内居住者

2 損害賠償の額

300,000円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

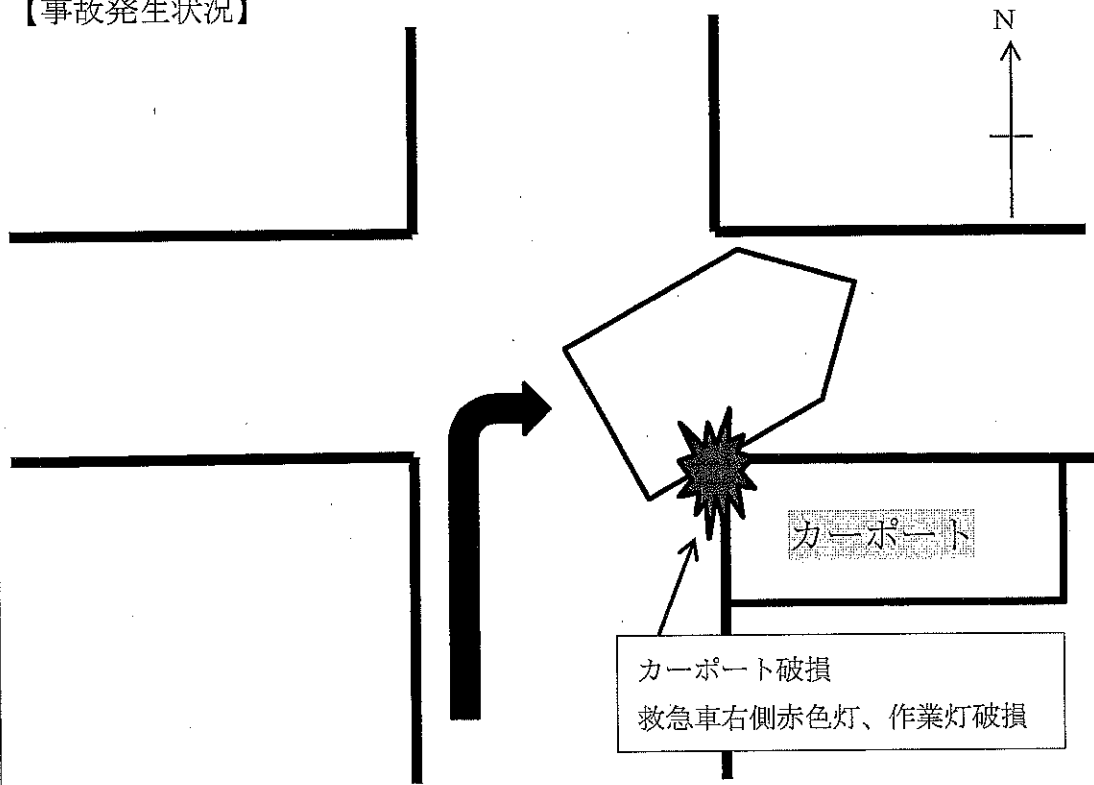
記

- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 以下略

【事故発生場所】



【事故発生状況】



専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年10月28日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年9月15日、栃木市川原田町地内市道114号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市都賀町合戦場地内居住者

2 損害賠償の額

9,936円

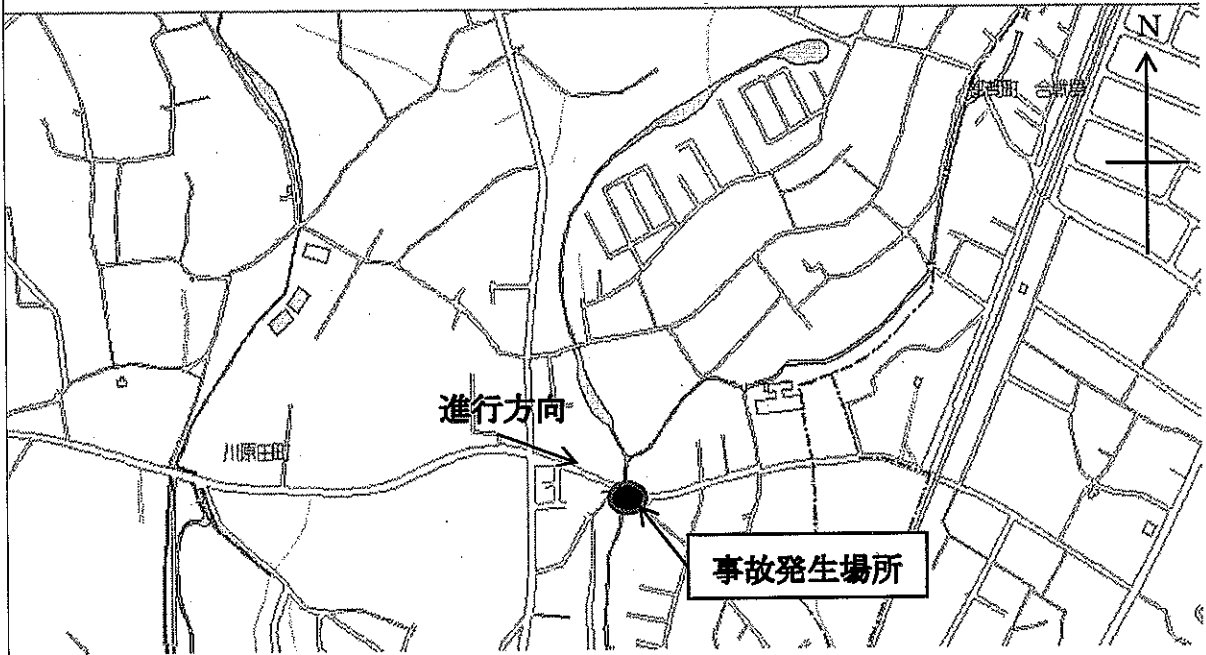
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

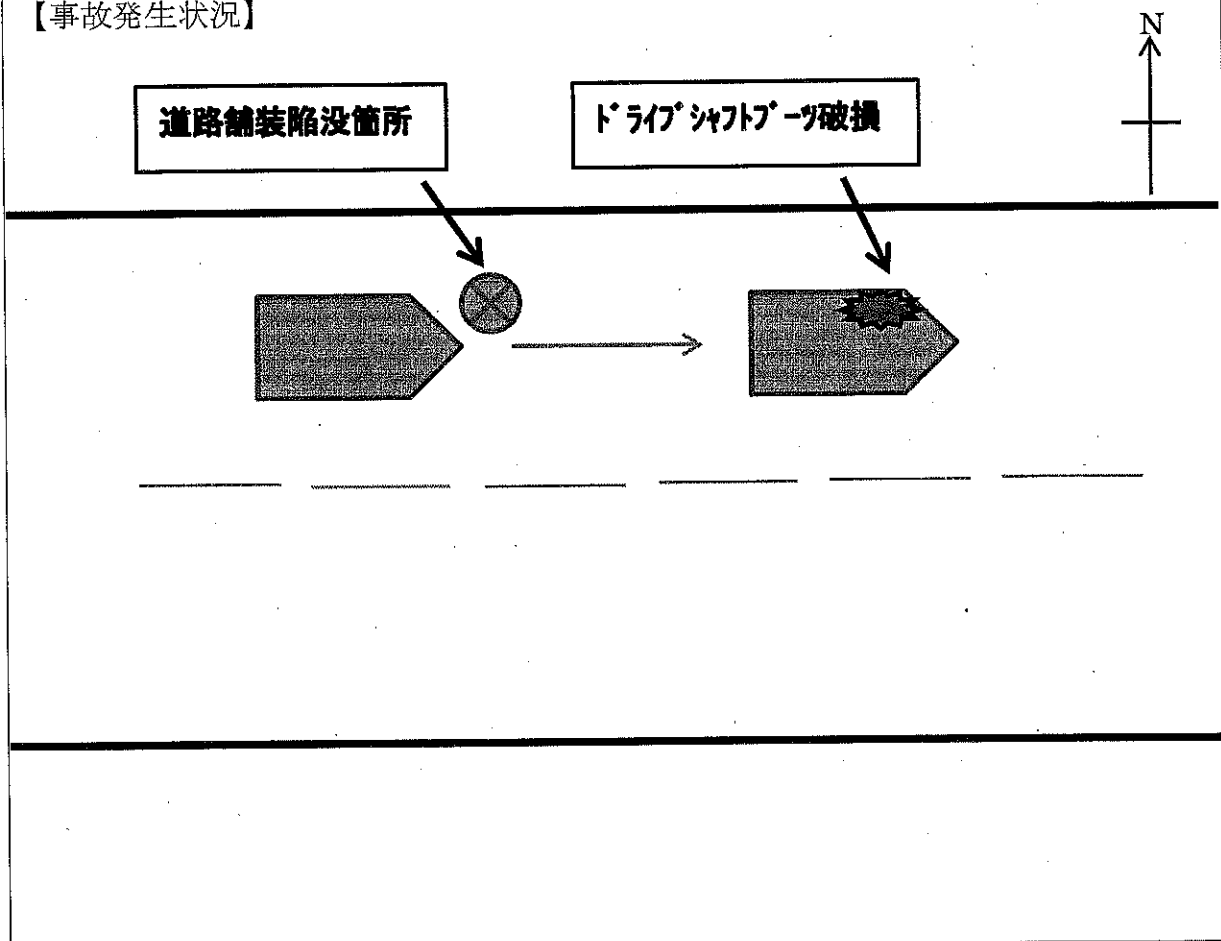
[参照条文]

報告第25号と同じ。

【事故発生場所】



【事故発生状況】



専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年10月30日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年9月11日、栃木市倭町地内において発生した公用車による交通事故に伴う物損部分の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

茨城県古河市地内居住者

2 損害賠償の額

410,000円

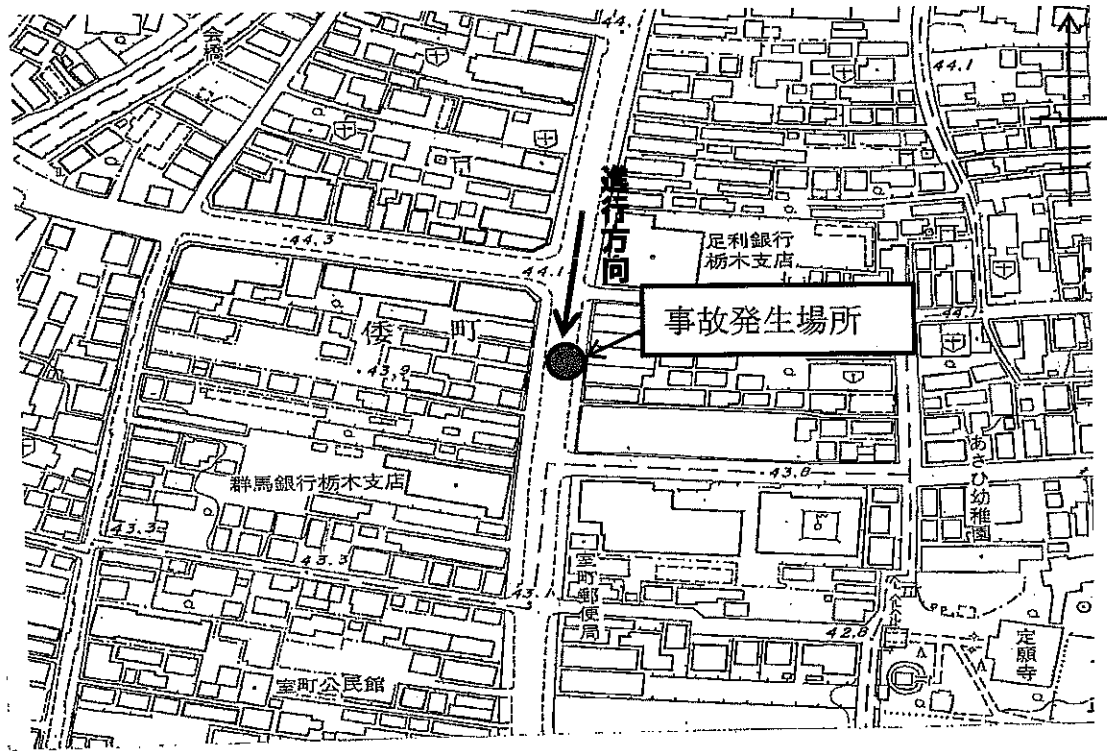
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

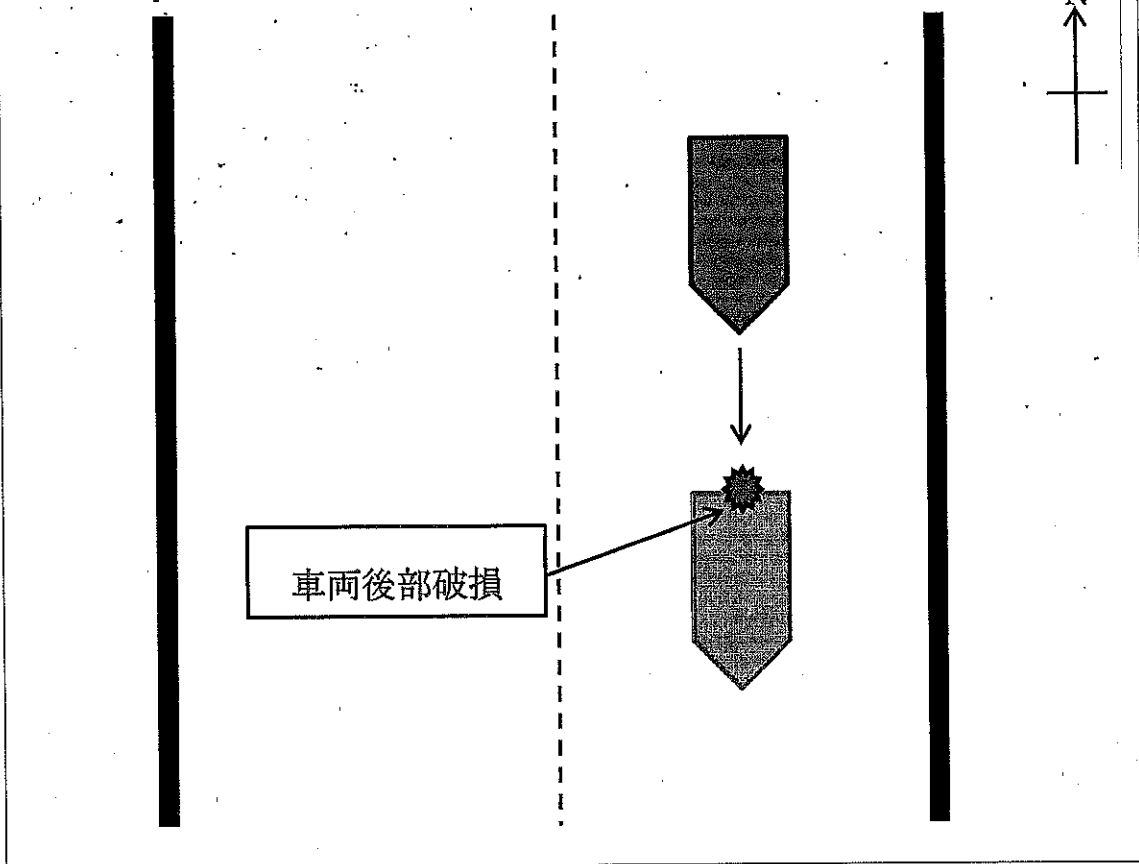
[参照条文]

報告第25号と同じ。

【事故発生場所】



【事故発生状況】



専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年11月13日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年3月31日、栃木市都賀町白久保地内において発生した公園管理に関する負傷事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市今泉町地内居住者

2 損害賠償の額

960,347円

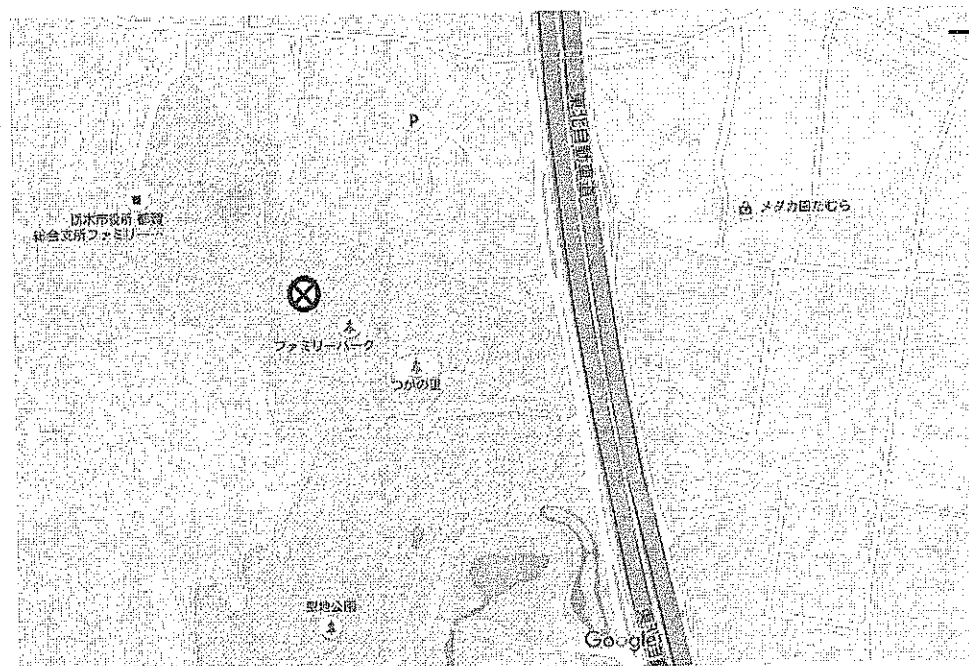
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

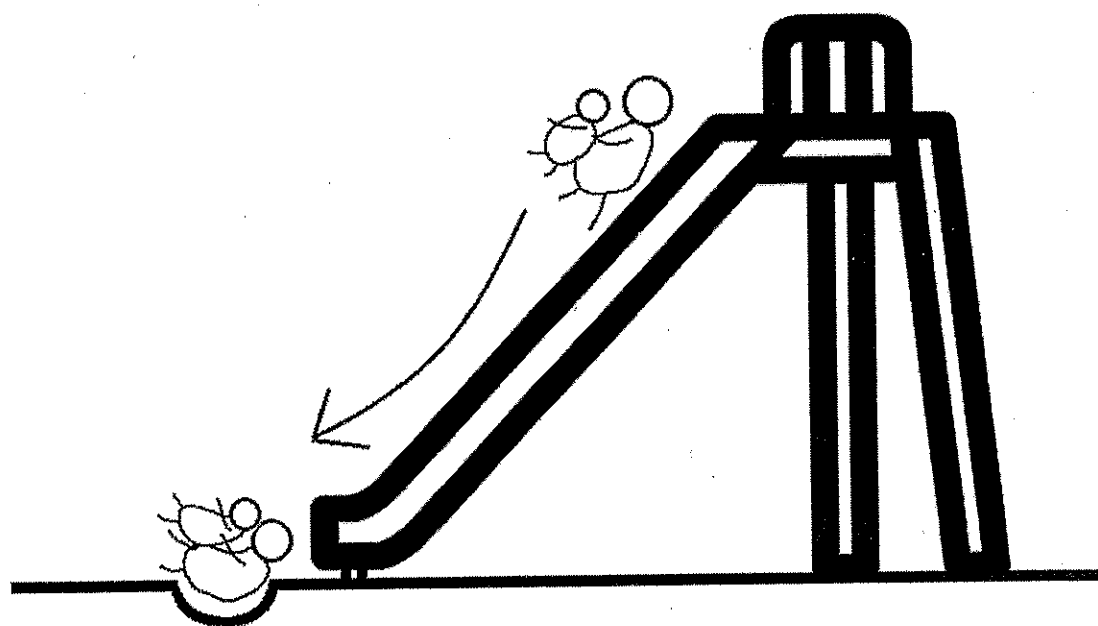
[参照条文]

報告第25号と同じ。

【事故発生場所】



【事故発生状況】



専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年11月13日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年8月21日、栃木市都賀町木地先市道T③—284号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市西方町金井地内居住者

2 損害賠償の額

6,804円

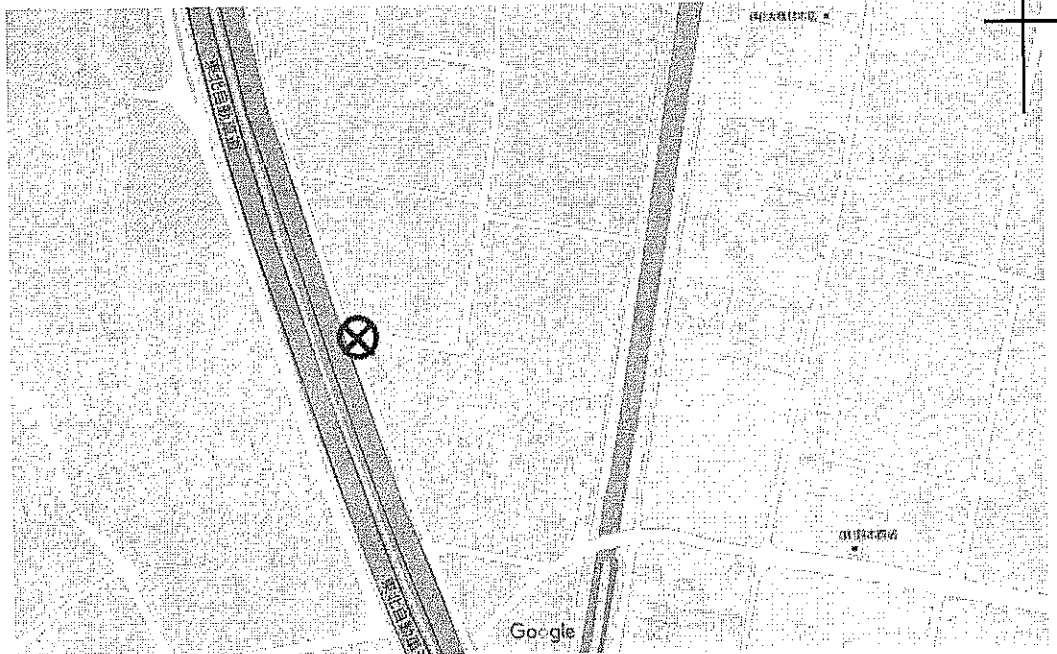
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

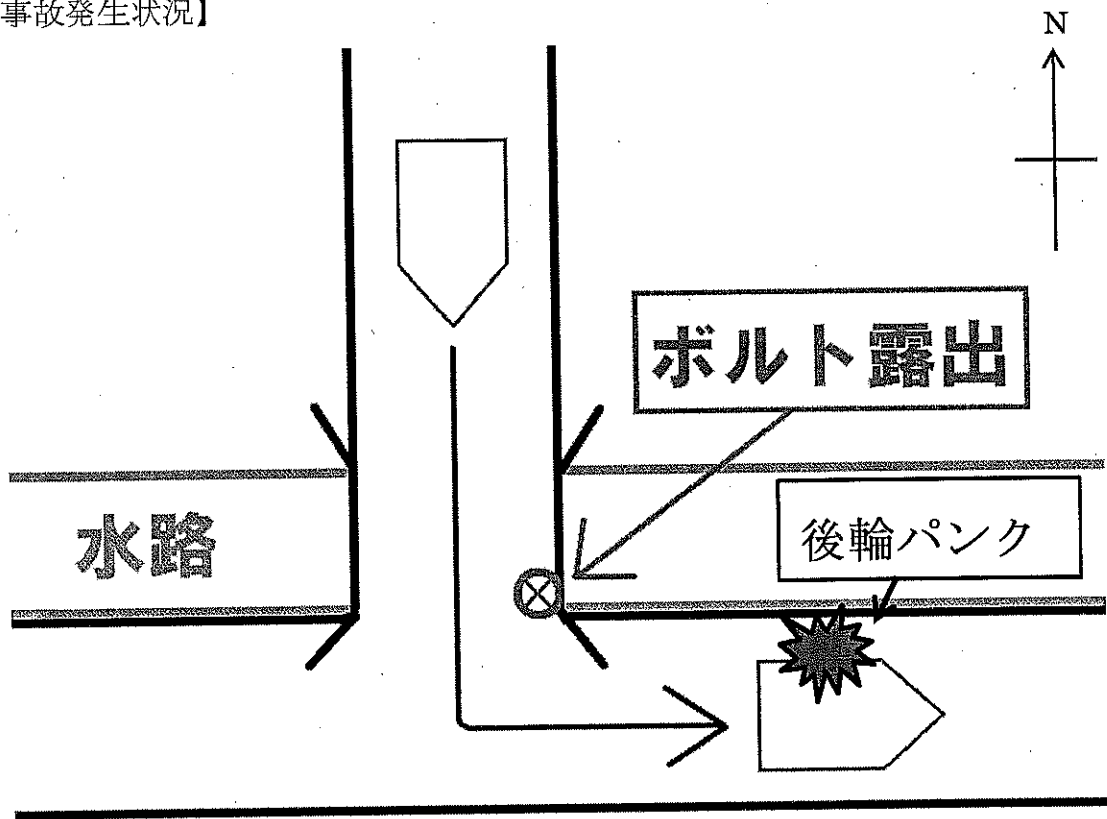
〔参照条文〕

報告第25号と同じ。

【事故発生場所】



【事故発生状況】



栃木市ふるさと応援基金条例の制定について

栃木市ふるさと応援基金条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 栃木市をふるさととして応援したいという思いのもとに寄せられた寄附金を活用し、「“自然” “歴史” “文化” が息づき “みんな” が笑顔のあったか栃木市」の実現を推進する事業の財源に充てるため、栃木市ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に必要な財源に充てる場合に限り、

その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市行政不服審査会条例の制定について

栃木市行政不服審査会条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）

第81条第1項の規定に基づき、栃木市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、市長からの諮問に応じ、審査請求事件について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な

事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 栃木市固定資産評価審査委員会条例（平成22年栃木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「栃木市固定資産評価審査委員会規程（平成22年栃木市固定資産評価審査委員会告示第1号）」を「栃木市固定資産評価審査委員会規程（平成25年栃木市固定資産評価審査委員会告示第2号）」に改める。

第4条第3項中「あるとき」を「ある場合」に「したとき、」を「した場合」に、「するとき」を「する場合」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成 年政令第 号）第4条第3項」に改める。

(栃木市行政手続条例の一部改正)

第2条 栃木市行政手続条例（平成22年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に、「決裁」を「裁決」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(栃木市情報公開条例の一部改正)

第3条 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「請求しようとする者」を「請求し

ようとするもの」に改め、同項第1号中「請求しようとする者」を「請求者」に改める。

第13条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「処分」の次に「又は情報の公開の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「するとき」を「する場合」に、「情報の非公開の決定を取り消すとき」を「裁決で審査請求の全部を認容し、情報の全部を公開する場合」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項に規定する審理員を指名しない。

第13条に次の1項を加える。

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条を第21条とし、第14条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

(諮問をした旨の通知)

第14条 前条第3項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

- (3) 第10条第4項の規定により当該審査請求に係る情報の公開について反対の旨の意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（栃木市個人情報保護条例の一部改正）

第4条 栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 不服申立て等（第24条・第25条）」を「第3章 審査請求等（第24条—第26条）」に、「第26条—第30条」を「第27条—第31条」に、「第31条—第35条」を「第32条—第36条」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第24条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「処分」の次に「又は自己情報の開示、訂正等の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「するとき」を「する場合」に、「自己情報の開示、訂正等をしないとする決定を取り消すとき」を「裁決で審査請求の全部を認容し、自己情報の開示、訂正等をする場合」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員を指名しない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければ

ばならない。

第35条を第36条とする。

第34条中「第31条又は第32条」を「第32条又は第33条」に改め、同条を第35条とする。

第5章中第33条を第34条とし、第32条を第33条とし、第31条を第32条とする。

第4章中第30条を第31条とし、第26条から第30条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章中第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(諮問をした旨の通知)

第25条 前条第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次号において同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年栃木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第2項」を「第13条第3項」に改める。

第7条中「第5条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第6条を第10条とし、第5条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に

関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第6条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第7条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第8条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正

当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該交付に係る手数料及び送付費用その他の交付の際に必要な費用を納めなければならない。

(栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年栃木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の栃木市固定資産評価審査委員会条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた決定又は審査の申出に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、施行日前になされた決定又は審査の申出に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例によ

る。

(栃木市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正後の栃木市情報公開条例の規定は、施行日以後になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てから適用し、施行日前になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

(栃木市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正後の栃木市個人情報保護条例の規定は、施行日以後になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てから適用し、施行日前になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

(栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正後の栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、施行日以後になされた処分又は申請に係る不作為についての不服申立てから適用し、施行日前になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 改正後の栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、平成29年度の栃木市公平委員会による業務状況の報告（以下「業務状況報告」という。）から適用し、平成28年度の業務状況報告については、なお従前の例による。

栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の制定について

栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のよ
うに制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。
- (2) 条例等 条例、規則等並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第34号）により市が処理することとされた事務について規定する栃木県の条例及び栃木県の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）をいう。
- (3) 規則等 規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程を含む。）、議会の規程及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）をいう。
- (4) 市の機関 執行機関、議会及び地方公営企業法第7条に規定する管理

者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

- (5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (6) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (8) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (9) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (10) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機

関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する

条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等によ

り行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(市の手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。
- 3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

栃木市部設置条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市部設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市部設置条例等の一部を改正する条例

(栃木市部設置条例の一部改正)

第1条 栃木市部設置条例(平成22年栃木市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「理財部」を「財務部」に、

「保健福祉部」を「保健福祉部
こども未来部」に改める。

第2条第1号中キを削り、同条第3号中「理財部」を「財務部」に改め、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 予算その他財政に関すること。

第2条第5号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども未来部

ア 児童福祉に関すること。

イ 子育ての支援に関すること。

(栃木市天幕使用条例の一部改正)

第2条 栃木市天幕使用条例(平成22年栃木市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条中「理財部」を「財務部」に改める。

(栃木市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第3条 栃木市スポーツ推進審議会条例(平成22年栃木市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会スポーツ振興課」を「教育委員会生涯学習部スポーツ振興課」に改める。

(栃木市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第4条 栃木市子ども・子育て会議条例（平成25年栃木市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健福祉部」を「こども未来部」に改める。

(栃木市教育支援委員会条例の一部改正)

第5条 栃木市教育支援委員会条例（平成27年栃木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育委員会学校教育課」を「教育委員会教育部学校教育課」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

栃木市印鑑条例（平成22年栃木市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を次のように改める。

（個人番号カードによる印鑑登録証）

第7条の2 印鑑の登録を受けている者が交付を受けた個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下「個人番号カードによる印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。

2 市長は、印鑑の登録を受けている者が個人番号カードの交付を受けたときは、前条の規定により交付されている印鑑登録証を無効とする。

第7条の3の見出しを「（個人番号カードによる印鑑登録証の有効期間）」に改め、同条第1項中「住基カード」を「個人番号カード」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同条第2項中「住基カード」を「個人番号カード」に改める。

第14条中「多機能端末機又は」を削り、「（住基カード利用条例第2条第1号に規定する多機能端末機及び同条例第2条第2号に規定する自動交付機をいう。以下同じ。）」を「（本市の電子計算機と通信回線で接続された市が設置する印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）」に、「（多機能端末機においては住基カードによる印鑑登録証に限る。）」を「（個人番号カードによる印鑑登録証を除く。）」に、「以下同じ。）を」を「次条に

において同じ。)を」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された民間事業者が設置する印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして、設定された番号とする。

第15条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に交付された多機能端末機又は自動交付機により印鑑登録証明書の交付を受けるサービスの提供に必要な情報が記録された住民基本台帳カードによる印鑑登録証明書の交付については、当該住民基本台帳カードがその効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、なお従前の例による。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附則第19項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第22項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第23項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場

株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第24項及び第25項を削り、附則第26項を附則第24項とする。

附則第27項を削り、附則第28項を附則第25項とし、附則第29項を附則第26項とする。

附則第30項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第27項とし、附則第31項を附則第28項とし、附則第32項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第25条の2第2項第1号及び附則第30項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1中37の項を39の項とし、36の項を38の項とし、35の項の次に次の2項を加える。

<p>36 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項又は第81条第3項が準用する第78条第1項の規定に基づく書面の写しの交付</p>	<p>用紙1枚につき10円（カラーで複写された場合にあつては20円）。この場合において両面に複写された用紙については、片面を1枚として算定する。</p>
<p>37 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年栃木市条例第22号）第8条第1項の規定に基づく書面の写しの交付</p>	<p>用紙1枚につき10円（カラーで複写された場合にあつては20円）。この場合において両面に複写された用紙については、片面を1枚として算定する。</p>

別表第2の1の項中「（申請に係る計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物（一の建築物の部分ごとに構造計算適合性判定を要する場合にあつては、当該部分）ごとについて、1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）」を削り、同項に次のように加える。

建築設備及び工作物に関する確認申請手数料	
種類	1基につき
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	15,000円
確認を受けた建築設備（小荷物	8,000円

専用昇降機を除く。)の計画の変更	
小荷物専用昇降機	7,000円
確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更	6,000円
工作物	13,000円
確認を受けた工作物の計画の変更	7,000円

別表第2の1の2の項及び1の3の項を削る。

別表第2の4の項中「第7条の6第1項第1号」を「第7条の6第1項第1号又は第2号」に、「基づく承認」を「基づく認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表中4の2の項を削り、4の3の項を4の2の項とし、39の3の項の次に次の1項を加える。

39の4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく認定	建築物の移転認定申請手数料	27,000円
---	---------------	---------

別表第2の41の項及び43の項中「第6条第5項」を「第6条の3第1項」に改め、同表44の項中「第6条第5項」を「第6条の3第1項」に、「一の建築物の部分ごとに構造計算適合性判定を要する場合に該当する場合にあっては、当該部分」を「法第20条第2項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあっては、当該建築物の部分」に、「第20条第2号イ」を「第20条第1項第2号イ」に、「同条第2号イ」を「同項第2号イ」に改める。

別表第2に次のように加える。

4.6 マンションの 建替え等の円滑化 に関する法律（平 成14年法律第7 8号）第105条 第1項の規定によ る許可	マンションの建替えに係る容 積率の特例許可申請手数料	160,000円
---	-------------------------------	----------

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別表第1中37の項を39の項とし、36の項を38の項とし、35の項の次に2項を加える改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

栃木市健康福祉センター条例（平成26年栃木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次のとおり」を「午前8時30分から午後9時まで」に改め、同項各号を削り、同条第2項の表栃木市岩舟健康福祉センターの部第1会議室、第2会議室、調理実習室及び親子室の項中「午後8時」を「午後9時（水曜日にあつては、午後5時15分）」に改め、同部ボランティア室の項中「午後8時30分」を「午後9時」に、「月曜日」を「水曜日」に、「午後5時」を「午後5時15分」に改め、同部浴室、脱衣室、大広間及び静養室の項及びトレーニング室兼機能回復訓練室の項中「午後8時30分」を「午後9時」に改める。

第5条第1項中「次のとおり」を「12月30日から翌年1月3日まで」に改め、同項各号を削り、同条第2項の表栃木市岩舟健康福祉センターの部

中
「

浴室、脱衣室、 大広間、静養室 及びトレーニング室兼機能回復 訓練室	(1) 月曜日（ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日） (2) 第2火曜日（ただし、その日が休日に当たる場合を除く。） (3) 休日の翌日（ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たる場合を除く。） (4) 12月29日から翌年1月5日までの日
---	---

を

」

浴室、脱衣室、 大広間及び静養 室	(1) 水曜日（ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日） (2) 第2火曜日（ただし、その日が休日に当たる場合を除く。） (3) 12月30日から翌年1月3日までの日
トレーニング室 兼機能回復訓練 室	(1) 水曜日（ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日） (2) 第2火曜日（ただし、その日が休日に当たる場合を除く。） (3) 12月29日から翌年1月5日までの日

改める。

別表2 栃木市岩舟健康福祉センター(2)の表中

一般	300円	3,000円
----	------	--------

65歳以上	200円	2,000円
一般	300円	3,000円

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木市健康福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以

後に交付される回数券の利用から適用し、同日前に交付された回数券の利用については、なお従前の例による。

栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
の制定について

栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

栃木市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年栃木市条例第45号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に交付された住民基本台帳カードについては、その効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時まで
の間は、この条例の施行後も、なお従前の例による。

財産の取得について

小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	田 他1地目	13,276.00㎡	栃木市千塚町 阿寺倉449番地 他12筆

- 2 取得の方法 随意契約による買い入れ
- 3 取得予定価格 37,581,430円
- 4 取得相手 栃木市大森町地内居住者 他4名

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

とちぎ市民活動推進センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市宮町304番地1

名称 特定非営利活動法人ハイジ

代表者 代表理事 酒巻 幸夫

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市勤労者総合福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3

名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表者 代表取締役 白田 豊彦

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市栃木勤労青少年ホーム

栃木市大平勤労青少年ホーム

栃木市勤労者体育センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市岩曾町1333番地

名称 環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体

代表団体 宇都宮市岩曾町1333番地

環境整備株式会社

代表取締役 増田 武見

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市出流ふれあいの森

2 指定管理者に指定する団体

所在地 佐野市戸室町685番地1

名称 みかも森林組合

代表者 代表理事組合長 新井 富夫

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
栃木市藤岡高齢者生きがいセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 栃木市今泉町2丁目1番40号
名称 公益社団法人栃木市シルバー人材センター
代表者 理事長 大塚 紀通
- 3 指定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市岩舟健康福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市今泉町847番地16

名称 宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌエスリンク共同事業
体

代表団体 宇都宮市今泉町847番地16

宮ビルサービス株式会社

代表取締役 小矢島 重男

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市岩舟総合運動公園

2 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市今泉町847番地16

名称 宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌエスリンク共同事業
体

代表団体 宇都宮市今泉町847番地16

宮ビルサービス株式会社

代表取締役 小矢島 重男

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市図書館岩舟館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市万町5番3号

名称 山本有三記念会・図書館流通センター共同事業体

代表団体 栃木市万町5番3号

特定非営利活動法人山本有三記念会

会長 小林 吉一

3 指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市岩舟文化会館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号

名称 株式会社ケイミックス

代表者 代表取締役 橋本 鉄司

3 指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大塚町351番地2

氏 名 飯島 トシ子

生年月日 昭和25年12月11日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市西方町本郷953番地
氏 名 吉井 康恵
生年月日 昭和22年1月15日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市岩舟町小野寺199番地
氏 名 中田 美千子
生年月日 昭和29年5月29日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市木野地町656番地
氏 名 飯塚 治夫
生年月日 昭和28年1月10日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市藤岡町新波1180番地1

氏 名 田中 梅雄

生年月日 昭和35年1月19日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市岩舟町静和2145番地1

氏 名 大竹 教子

生年月日 昭和32年8月3日

損害賠償の額の決定について

平成24年2月9日、栃木市大塚町地内において発生した公用車による交通事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定するものとする。

平成27年11月27日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 賠償の相手方

栃木市大宮町地内居住者

2 損害賠償の額

1,311,972円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

